

3 労働安全のために

危険作業等の把握

35 農業生産活動における危険な作業等の把握

食品安全や環境保全が求められる適正農業の実践が真に健全であるためには、農業に携わる人自身の健康が保たれなければなりません。農作業による事故を防止し、労働安全を確保することは、農業生産と農業経営の安定を図るために、基本的かつ重要な事項です。

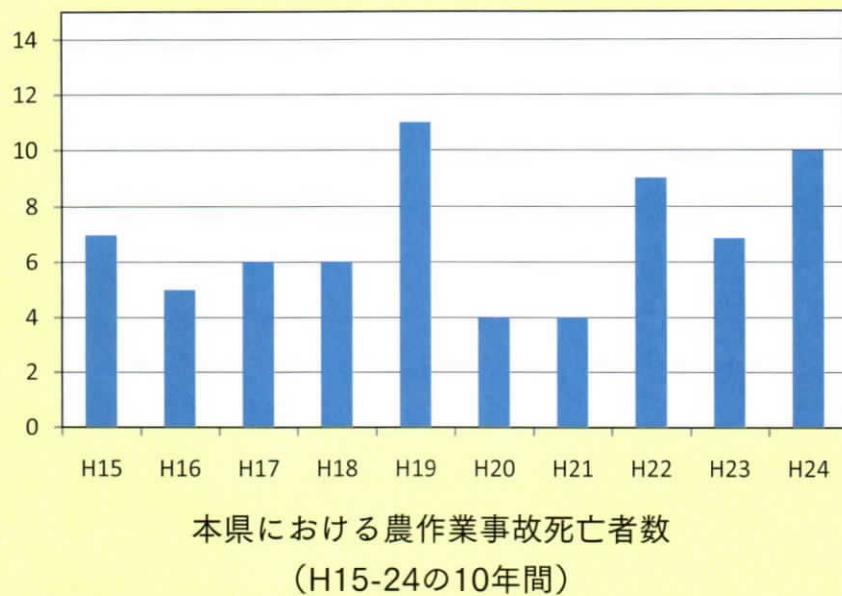
農作業事故を起こさないためには、日頃から危険を伴う作業や作業手順について把握しておきましょう。

【適切な実践】

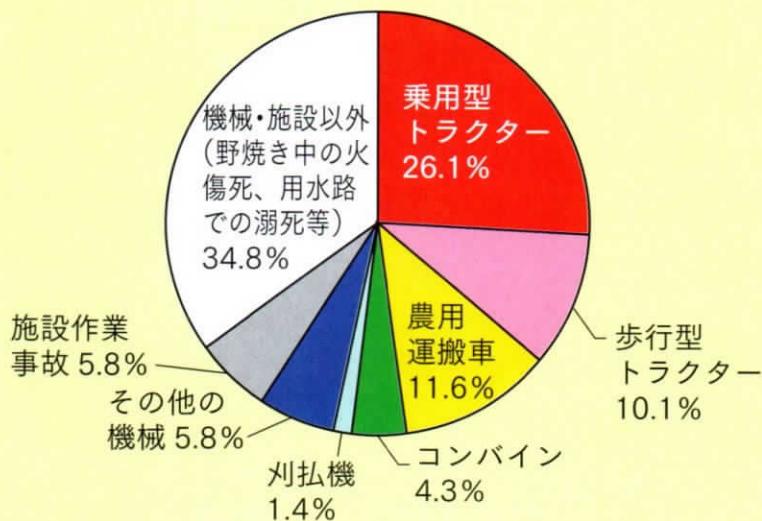
- 1 日頃から作業手順、作業環境や危険箇所についてチェックを行い、安全で効率的な農作業を行うための準備をしておきましょう。
- 2 農作業の受委託を行う場合には、委託者は受託者に対して危険箇所や注意事項等について事前に説明し、事故防止に努めなければなりません。
- 3 作業開始前に当該作業に関わる危険性を予測して、対応策を考えるような習慣を身につけておきましょう。
- 4 万一の事故に備え、緊急時の連絡体制を確認するとともに、応急処置の知識を身につけるなど、普段から事故を最小限に止めるための対応を行っておきましょう。
- 5 農作業安全対策に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。
 - ・農林水産省ホームページ「農作業安全対策」
(http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/index.html)
 - ・独立行政法人農業・食品産業技術総合研究推進機構生物系特定産業支援センターのホームページ「農作業安全情報センター」
(<http://brain.naro.affrc.go.jp/anzenweb/index.html>)

・・・・・・・・・・・・・ ポイント ・・・・・・・・

○県内における農作業死亡事故



本県では、農作業による死亡事故が毎年数件発生しており、過去10年間に69名もの尊い命が失われている状況です。



栃木県における農作業死亡事故発生時の
使用機械等 (平成15~24年の10年間)

事故原因では、乗用型トラクターによるもの（転倒・転落、ロータリーへの巻き込まれ事故等）が最も多く、全体の1／4以上を占めています。

関連法令等

○農作業安全のための指針について

(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)

農作業従事者の制限

36 機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限

農作業事故を防止するため、飲酒や病気・負傷・過労等により正常な作業が困難な場合は、作業をしないか、作業の内容を制限する必要があります。特に、機械作業、高所作業又は農薬散布作業など危険を伴う作業には従事しないようにしましょう。

また、高齢者、妊娠婦、年少者等が行う作業についても、事故防止のため、作業内容等に配慮しましょう。

【適切な実践】

- 1 農作業事故を防止するため、次の者は、機械作業、高所作業等危険を伴う作業に従事しない、又はさせないようにしましょう。また、それ以外の作業であっても、必要に応じて作業内容を制限しましょう。
 - (1) 飲酒し、酒気を帯びている者
 - (2) 薬剤を服用し、作業に支障がある者
 - (3) 病気、負傷、過労により、正常な作業が困難な者
 - (4) 妊娠中及び産後1年を経過していない女性（特に、当該作業により、妊娠又は出産に係る機能障害等健康状態に悪影響を及ぼすと考えられる者）
 - (5) 年少者
 - (6) 作業の未熟練者（熟練作業者の指導の下で行う場合を除く）
 - (7) 機械操作や化学物質等を取り扱う作業において、必要な資格を有していない者
- 2 気象条件や場条件等により、作業が順調に進まないと無理が生じ、結果的に事故の要因となる可能性があることから、余裕をもって無理のない作業計画を立てましょう。
- 3 複数で作業を行う場合には、事前にその日の作業について打合せを行いましょう。
- 4 一日の作業時間が8時間を超えないよう努めるとともに、疲労が蓄積しないよう定期的に休憩を取るようにしましょう。

- 5 農作業従事者は、適当な休養をとり、定期的に健康診断を受けるなど、日頃から健康管理に努めましょう。疾病がある場合には、医師等健康管理の専門家に相談し、健康状態によっては作業を休むか、作業の手順や分担を見直しましょう。
- 6 妊産婦及び年少者に対しては、重量物の取扱い、高所作業、著しい振動環境下にある作業など危険性の高い作業、薬剤の扱いを行わせないようにしましょう。また、深夜作業を行わせないようにしましょう。
- 7 高齢者については、加齢により心身機能が変化することを踏まえ、日頃の健康管理を含めた総合的な安全講習の実施を通じ、特に高齢者自身及びその周囲の者の安全意識の向上に努め、作業分担、作業方法等について配慮しましょう。



健康状態を確認

関連法令等

○農作業安全のための指針について

(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)

服装及び保護具の着用等

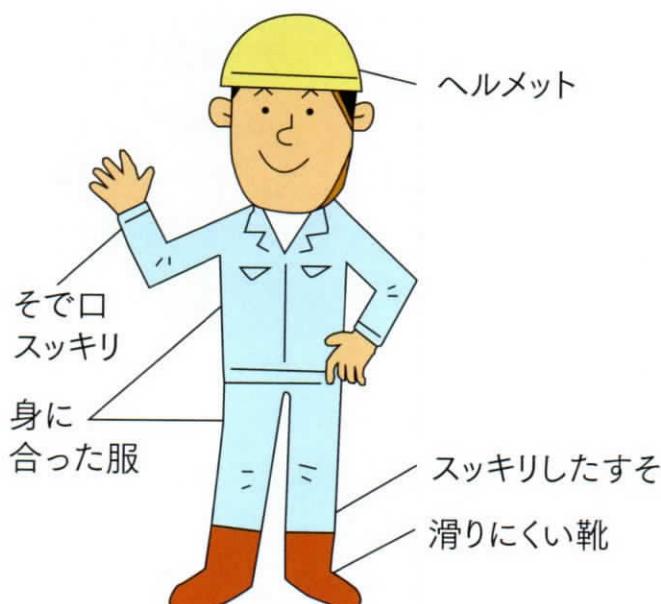
37 安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管

農作業事故から身を守るために、作業にあった適切な服装や保護具を着用しましょう。このことは作業者全員に徹底しましょう。

【適切な実践】

- 1 ハウスの修繕や果樹の剪定など高所作業を行う場合には、ヘルメット、安全帯や命綱を必ず使用しましょう。また、靴は滑りにくいものはき、泥を落としてから作業しましょう。
- 2 動力刈払機を用いた除草では、飛散物が顔面に当たる危険性があるため、保護めがね、フェイスシールド等の保護具を着用しましょう。
また、防振手袋を着用して作業しましょう。
- 3 巻き込まれ事故の危険性の高い作業では、袖口や裾が締った服装をし、頭髪は短くまとめて帽子やヘルメットをかぶり、手ぬぐい等の巻き込まれやすいものは身に付けて、手袋はしないようにしましょう。
- 4 重量物の落下、飛散物、釘等の踏み抜きの恐れがある場合には、安全靴、すね当て等適切な履物や保護具を着用しましょう。
- 5 熱中症（熱射病、熱けいれん、熱まひ）防止のため、夏場等の暑熱環境下での作業は、帽子の着用や汗を発散しやすい服装にしましょう。
また、水分と塩分をこまめに補給しましょう。
- 6 冬場等の気温の低い環境下での作業は、体が冷えて血行障害を起こすことや、体がこわばって動作がぎこちなくなり思わぬ事故を起こすことがあるため、防寒着、防寒手袋を着用し、体温が著しく失われないようにしましょう。
- 7 粉じんが発生する作業を行う際には、防塵めがね、防塵マスクを着用しましょう。
- 8 騒音を伴う作業の場合、耳栓又はイヤーマフを着用しましょう。この場合、危険防止のため、作業に必要な合図を決めておきましょう。
- 9 明るすぎる場所で作業を行う場合には、サングラスや遮光カーテン等により、適切な明るさに調整しましょう。

- 10 やむを得ず夜間作業を行う場合には、十分な照明を用意し、ヘルメットや作業服にも反射テープや反射シールを貼って目立ちやすくし、音や光による合図を考えておきましょう。
- 11 農薬の調製・散布時には、専用の作業衣、保護具を着用し、マスクは農薬の種類に適した保証期限内のものを使用しましょう。また、農薬の吸入を防ぐため、顔とマスクとの密着具合も確認しましょう。
- 12 農薬散布作業後は、保護具を清掃し、所定の場所に保管しましょう。取り替え式マスクのフィルター等は、捕集効果がなくなったもの、汚れたもの、臭いが付いたものは必ず交換しましょう。また、使い捨てマスクの使用は1回としましょう。農薬で汚れた作業衣は、他の衣類、特に乳幼児の衣類等と区別して、単独で洗いましょう。



転落や巻き込まれ事故防止のための服装



農薬散布時の服装

関連法令等

○農作業安全のための指針について

(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)

作業環境への対応

38 農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施

日頃の点検により、農作業事故につながる恐れのある箇所を発見した場合には、早急に改修等の事故防止対策を行ったり、作業方法を見直すなど、作業環境の改善を図りましょう。

【適切な実践】

- 1 農場内の危険な場所や事故が発生しやすい危険箇所を確認し、マップ作成や標示板などで管理しましょう。
- 2 転倒・転落の危険性が高い農道は、安全に通行できる道路幅を確保し、路肩の標示やそれ違いの場所を設けましょう。曲がり角は隅切にし、路肩は分りやすくするため除草し、軟弱箇所は補強しましょう。路面の轍、水溜り、侵食されてできた溝は平らにしましょう。
- 3 ほ場の出入口は、傾斜を緩く、幅を広くし、軟弱な部分は補強して、容易に機械が出入りできるようにしておきましょう。
- 4 高所では、足場、階段やリフター等の昇降設備を設けるとともに、滑り止めや手すりを設置しましょう。滑りやすい場所やスレートぶき屋根等、踏み抜きの恐れがある場所では、踏み板を使いましょう。
- 5 挟まれ事故の危険性が高い箇所では、機械と柱や壁、樹木との間に挟まれないよう、これらとの間に必要な間隔を取って作業を行いましょう。狭い場所で自走式機械を使用して複数の者が作業を行う場合は、合図を定め、互いに安全を確認しましょう。樹園地等では、作業に危険な樹木の枝等は切り、支線には目印を付けておきましょう。
- 6 酸欠等の危険性のある閉鎖空間で作業を行う場合は、作業場所及び時間を家族等に知らせておきましょう。入室する前は、十分に換気を行いましょう。外部には人を配置し、関係者以外が立ち入らないように標示するなどの処置をとりましょう。危険なガスが発生する可能性のある場合は、防毒マスクを装着し、ふん尿タンク、サイロ等では、すぐ脱出ができるように安全帯を着用し、はしご等を掛けておきましょう。作業中は、時折声を掛け合い、安全確認しましょう。

- 7 倒壊等による事故防止のため、箱や袋等は、倒壊しないように、適切に組んで積み、積み過ぎ、荷物の中抜きはしてはいけません。
- 8 暑熱環境対策として、屋内では遮光や断熱材により、温度が著しく上がらないようにするとともに、風通しをよくし、換気に努めましょう。施設内に熱源がある場合には、熱源と作業者との間隔を空けるか断熱材で隔離し、加熱された空気は屋外に排気するようにしましょう。
- 9 著しい騒音は、作業者間の連絡や警報の認知を妨げ、事故原因となるほか、難聴や身体機能の障害につながる場合もあります。機械の導入に当たっては、できる限り騒音の少ない機械を選択しましょう。
- 10 振動に長時間にさらされると、事故や身体機能の障害につながる場合があるので、機械の導入に当たっては、できる限り振動の少ない機械を選択しましょう。
- 11 視力の衰えや目の疲れが生じないように、照明により作業場所を適度な明るさに保ちましょう。暗い場所では、適切な明るさの光源を用意して視界を確保し、足元まで照らすようにしましょう。
- 12 著しく腰を曲げたり、長時間同じ姿勢を続ける作業では、首、肩、腰等へ疲れが集中し、肩こり、腰痛等の原因になるだけでなく、事故要因にもなるので、作業台や棚の高さや配置の工夫、作業工程の変更等により作業姿勢を改善しましょう。
また、重い荷物の運搬は、転倒や腰痛等の原因になるので、荷物の分割、複数での運搬、運搬台車の利用等により、なるべく負担を少なくするように努めましょう。

関連法令等

○農作業安全のための指針について

(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)

機械等の導入・点検・整備・管理

39 機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理

機械・器具は、必ず事前に点検を行い、安全装置や防護カバー等の安全装備についても確認を行い、異常がある場合には、調整又は修理を受けるなどの必要な措置を行いましょう。

農作業中の死亡事故の約70%は農業機械によるものです。機械の導入に当たっては、安全性も選択の基準にしましょう。

【適切な実践】

- 1 安全に農作業を行うため、自分自身及び他人に危害が生じないよう、日頃から農業機械・器具の点検や適正な操作等を心がけましょう。
- 2 機械・器具を用いる場合は、必ず事前に安全装置や防護カバー等の安全装備を含めて点検を行い、操作、装着の方法等についても確認しておきましょう。機械・器具及び安全装備等に異常がある場合には、必ず調整又は修理を受けるなどの必要な措置を行いましょう。
- 3 運転日誌、点検・整備日誌等を作成し、記録に基づき適正な管理を行いましょう。法律に基づく点検は必ず受け、法律の規定がなくとも、年に1回は認定整備施設等で整備しましょう。
- 4 機械の保管に当たっては、事故防止のため昇降部を下げるとともに、キーは抜いておきましょう。搭載式やけん引式の作業機では、格納時に機体を安定させるためのスタンド等が付属している場合は、必ず使用しましょう。また、作業後は機械を清掃し、作物の屑、泥、埃等を取り除いて保管しましょう。
- 5 機械の導入に当たっては、価格や性能だけでなく、安全性も選択の基準にしましょう。その際、一定水準以上の安全性を有する機械であることを示す型式検査合格証票又は安全鑑定証票の有無を参考としましょう。

中古機械を導入する場合は、安全装備の状態、取扱説明書の有無等を確認し、適切な整備を行っているものを購入するか、又は適切な整備を行いましょう。

..... ポイント

○型式検査

型式検査は、農業機械化促進法に基づき、農業機械の性能、構造、耐久性及び操作の難易について「型式検査の主要な実施方法及び基準」による評価判定を行うものです。型式検査実施機種、「型式検査の主要な実施方法及び基準」は農林水産大臣が決定・公示します。検査の結果は、農林水産省に報告され、合格機はその型式名と成績の概要が公表されます。

検査成績表は、以下のホームページからも閲覧できます。

(http://brain.naro.affrc.go.jp/iam/Test/iam_tstkmn.htm#INDEXGR)



型式検査合格証票

※この欄は、独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構 生物系特定産業技術研究支援センターさいたま本部（農業機械化研究所）のホームページの記載事項を引用し、作成しました。

関連法令等

○農作業安全のための指針について

（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）

○農作業安全対策の推進について

（平成19年1月30日付け18生産第6674号農林水産省生産局長通知）

機械等の利用

40 機械、装置、器具等の適正な使用

油断や慣れが農作業事故につながります。機械、装置、器具等を取り扱う際は、必ず取扱説明書どおりに使用しましょう。

【適切な実践】

- 1 機械の使用に当たっては、取扱説明書を熟読し、使用上の注意、安全装置、危険回避方法等について理解しましょう。また、説明書は保管場所を決め、いつでも取り出して読めるようにしておきましょう。
- 2 機械、装置、器具等は、本来の目的以外に使用したり、改造してはいけません。特に、安全装備は取り外してはいけません。
- 3 乗用型機械の使用に当たっては、以下のことを必ず守りましょう。
 - (1) 緊急時に備えて、家族や作業者全員が作業機の動力遮断方法、エンジンの停止方法を確認しておくこと。
 - (2) 転倒、転落による事故が多発しているので、安全フレームや安全キャブを装着可能な機械は必ず装着し、シートベルトも着用すること。
 - (3) 機械を始動、運転するときには、付近に人を近づけないこと。エンジンの始動は、駐車ブレーキがかかっていることを確認して行うこと。
 - (4) ブレーキやクラッチの操作ができなくなる恐れがあるので、運転席の足元に物を置かないこと。
 - (5) 左右独立ブレーキは、走行、登降坂、畔越え時には必ず連結すること。
 - (6) 暴走する恐れがあるので、急な下り坂では、走行クラッチを切ったり、変速を中立にする等、惰性で走行しないこと。
 - (7) 急旋回、急発進、急停止はしないこと。
 - (8) 道路走行時は、ディファレンシャル装置のロックを解除するとともに、昇降部落下防止装置を固定にした上で、交通ルールを遵守すること。
 - (9) 一般の自動車との速度差が事故につながることがあるので、低速車であることを表示するマークや反射テープ等で認識されやすくすること。
 - (10) 作業機の着脱の際には、作業機と本機の間や作業機の下に入らず、スタンド等が付いている場合は、必ず使用して機械を安定させた上で行うこと。

(11) 作業機への巻き付き、詰まり等を除去する際には、エンジンを停止した上で行うこと。

4 脚立、はしごの使用に当たっては、以下のことを必ず守りましょう。

- (1) 風雨の中や風の強い場所では使用しないこと。
- (2) 安定しない場所には設置しないこと。
- (3) 開き止め等の固定金具は、確実にロックしてから使用し、たたんだままや水平にしての使用は行わないこと。
- (4) 運搬時や設置時には、送配電線等に触れないように注意すること。

5 包丁、なた、かま、つち、フォーク、すき、くわ等農具の使用に当たっては、切子等が人のいる方向へ飛散したり、器具が周囲の人々に接触したりしないように作業位置、方向を工夫しましょう。必要であれば、対象物を固定する治具や作業台を併せて使用しましょう。



トラクターは、片ブレーキによる急旋回を避けるため、ほ場を出る前に必ずブレーキを連結

出典：2010年春の農作業安全確認運動パンフレット（平成22年3月農林水産省生産局）

関連法令等

○農作業安全のための指針について

（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）

○個別農業機械別留意事項

（平成14年3月29日付け13生産第10313号農林水産省生産局生産資材課長通知）

農薬・燃料等の管理

41 農薬の適切な管理（法令上の義務を含む）

農薬による汚染は、水産動植物等に危害を与え、かんがい水や飲料水源に影響を及ぼします。作業者自身にも危害を与える可能性があるほか、土壌の汚染により農作物が汚染され、それが原因となって人畜に被害を及ぼす可能性もあります。

農薬は、正しい保管と取扱いの手順を守り、適切に管理しなければなりません。

【適切な実践】

- 1 盗難や事故防止のため、農薬は鍵のかかる専用の保管庫や保管室に保管しなければなりません。万一、盗難又は紛失した場合は、警察署に通報しなければなりません。
- 2 農薬保管庫は、できる限り衝撃や火災に耐える素材でできたものを選択し、直接日光の当たらない冷涼で乾燥した場所に設置しましょう。
また、保管室など人が立ち入る構造の場合は、通気口や換気扇等により通気を確保しましょう。
- 3 農薬保管庫等は、農薬が漏出するなどの事故があっても、河川・湖沼等を汚染する危険性のないところに設置しましょう。農薬保管庫の床は、農薬が浸透しないことが必要です。全ての保管物が漏出したことを想定して、その量の少なくとも10%増しの余裕量を持った保管場所でなければなりません。
- 4 農薬の容器は、農薬がこぼれないように密閉しなければなりません。
また、地震などで容器が転倒した場合でも、他の薬剤と混ざることがないように保管しましょう。例えば、液状の農薬はトレーにまとめ、粉状・粒状の農薬の下の棚に保管するなどの注意が必要です。
- 5 農薬の漏出が起った場合は、例え少量の漏出であっても、砂等で直ちに吸収する必要があります。ホースで水をかけて流すようなことは、水質汚濁のリスクを増加させますので、絶対にしないでください。
また、農薬が流出した場合は、警察署、消防機関、保健所（県健康福祉センター）に通報しなければなりません。
- 6 農薬は、誤飲・誤使用防止のため、ペットボトル等の容器へ移しかえてはなりません。

7 毒物及び劇物取締法に基づき、毒物又は劇物に該当する農薬を保管する場所には、毒物については赤地に白色をもって「医薬用外毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「医薬用外劇物」の文字を表示しなければなりません。

医薬用外毒物

医薬用外劇物

8 農薬を保管場所から希釈場所にトラック等で運ぶ場合は、バケツやトレーに入れるなどしてこぼれないようにしましょう。また、農産物や収穫に使用する器具などと接触しないようにしましょう。



✖ 水和剤が棚にこぼれ、汚染の危険



○ 使いかけ水和剤は、薬剤が飛び散らないよう、袋の口を2回以上折って洗濯ばさみ等で留める



○ 毒物及び劇物に該当する農薬の表示



○ 農薬は整理して保管
(粉・粒状は上、液状は下)



○ 農薬漏出に備えた砂と清掃器具

関連法令等

○ 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）

○ 農作業安全のための指針について

（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）

農薬・燃料等の管理

42 燃料・肥料等の適切な管理（法令上の義務を含む）

県内では、燃料タンクや暖房装置のバルブの締め忘れ・破損等による燃料油の流出事故が毎年発生しています。油の流出は、河川水を利用する水道や農業等に影響を及ぼすだけでなく、水産動植物にも被害を与えます。燃料は、適正に保管するとともに、万一流出した場合には直ちに必要な措置をとらなければなりません。

また、肥料や土壌改良材には、火気、湿気、衝撃等により発熱や発火等のおそれがあるものもあるため、適正に保管しましょう。

【適切な実践】

- 1 燃料油の容器は適正なものを使用し、専用の場所に保管しましょう。
保管場所には、不必要的可燃物は置かないようにするとともに、消火器又は乾燥砂等を備え、関係者以外が立ち入らないようにしましょう。
- 2 こぼれた燃料が河川や周囲の環境を汚さないように、貯蔵場所の周囲に防油堤や溝を設置しましょう。
- 3 燃料油の貯蔵施設を使わないときは、防油堤の内側にある全てのバルブを閉じて固定しましょう。ボイラーや乾燥機、その他の設備を使わないときも、燃料用配管の全てのバルブを閉じて固定しましょう。
- 4 燃料の貯蔵容器や燃料供給タンク、配管設備等は、腐食による破損や故障がないか定期的に点検しましょう。冬期間など一定期間のみ使用する場合は、使用開始前に必ず点検したり試運転を行いましょう。
- 5 万一燃料油が流出してしまった場合は、手近にある砂等で堰をつくったり、排水溝を封鎖するなどして流出を防ぐとともに、新聞紙や布で拭き取り・回収するなどして応急措置を行いましょう。油を水で洗い流すと被害の拡大につながるので、決して行わないでください。
また、被害の拡大を防ぐため、直ちに市町又は最寄りの県環境森林（管理）事務所に連絡しなければなりません。
- 6 油流出事故時の通報先や対応方法に関しては、以下のホームページに必要な情報が記載されています。
 - ・栃木県ホームページ「油流出事故を防ぎましょう！」
(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/d03/eco/kankyou/hozan/aburajikoboushi.html>)

7 肥料の中には、硝酸アンモニウムや生石灰等のように、火気、湿気、衝撃等によって発熱や発火等のおそれがあるものもあるため、火気、直射日光、高温、雨・露及び霜、物理的衝撃等の影響を受けないように保管しましょう。

8 爆発物の原料となり得る硝酸アンモニウムや硝酸カリウム等は、盗難や紛失を防止するため、施錠できる建物に保管するなど必要な措置をとるとともに、万一盗難又は紛失が発生したときは、直ちに警察署に通報しなければなりません。

9 燃料や肥料等のそばでは、裸火や火花を発する機械、工具を使用しないでください。また、静電気が発生しやすい服装は避けましょう。

ポイント

○水質汚濁防止法に基づく通報を行う義務があります。

- ・貯油施設などの設置者は、事故などで油が流出・地下浸透した場合、応急措置と事故の届出（連絡）を行う義務があります。
- ・事故を起こしてしまった場合は、被害の拡大を防ぐとともに、直ちに市町の環境担当課又は県環境森林（管理）事務所に連絡してください。

[連絡の内容]

- ①発見・発生した日時、②事故の内容と規模（場所、原因や流出量、流出先とその状況）、③応急措置の内容

○油流出事故は起こした人の責任です。原因者は、事故の対策にかかった費用負担を求められます。また、被害に対し、賠償を請求されることもあります。



事故の対応の様子（オイルフェンスやオイルマットの設置、油除去作業）

関連法令等

○消防法（昭和23年法律第186号） ○水質汚濁防止法（昭和45年12月25日法律第138号）

○農作業安全のための指針について

（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）

事故後の備え

43 事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険への加入 (法令上の義務を含む)

労災保険は、雇用労働者の業務災害時の補償を目的とする公的保険です。農業者も一定の要件を満たしていれば、特別加入制度で加入できます。経営を維持し、家族の生活を守るために、万一に備え、労災保険に加入しましょう。

労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合は、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければなりません。

【適切な実践】

- 1 農作業事故が発生した場合に備え、労災保険（労働者災害補償保険）に加入し、必要に応じて傷害共済等各種の任意保険にも加入しておきましょう。
- 2 以下の農業経営形態の場合、雇用労働者の労災保険加入手続を行わなければなりません。
 - (1) 法人経営を行っている場合（株式会社、農事組合法人等）
 - (2) 個人経営でも、5人以上の労働者を常時雇用している
 - (3) 個人経営でも、労働者を雇用しており自らが農業労災に特別加入手続をしている
- 3 乗用型トラクターをはじめとする農耕作業用小型特殊自動車については、自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済（自賠責保険）への加入義務はありませんが、路上等で万一事故が発生した場合には自己責任となることから、極力任意保険に加入しましょう。
- 4 外国人技能実習生については、実習実施機関は、実習生が技能等の修得活動を開始する前に、労働者災害保険に係る保険関係の成立の届出その他これに類する措置を講じていることが義務付けられています。
- 5 労災保険の特別加入に関しては、以下のホームページにわかりやすいパンフレットが掲載されています。
 - ・農林水産省ホームページ「農作業安全対策」
(http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/index.html)

・・・・・・・・・・ ポイント ・・・・・・・・

○農業者のための労災保険特別加入制度について

- 1 労災保険は、本来、労働者の負傷、疾病、障害、死亡などに対して保険給付を行う制度で、療養・休業給付から遺族給付まで手厚い補償があります。加入義務のない農業者の方も、一定の要件のもとに特別加入という形で任意加入できます。

2 特別加入制度は、以下のA、B、Cのうち、いずれかの方が対象となります。

A	特定農作業従事者：年間の農業生産物総販売額が300万円以上、又は、経営耕地面積2ヘクタール以上の規模の方で、次に示す農作業に従事している方。 ①トラクター等の農業機械を使用する作業 ②2メートル以上の高所での作業 ③サイロ、むろ等の酸欠危険のある作業 ④農薬散布 ⑤牛・馬・豚に接触する作業
B	指定農業機械作業者従事者：自営農業者（兼業農家を含む）の方で、次に指定された機械を使用し農作業を行う方。 ①動力耕耘機その他の農業用トラクター ②動力溝掘機 ③自走式田植機 ④自走式防除用機 ⑤自走式動力刈取機、自走式収穫用機械 ⑥トラック、自走式運搬用機械 ⑦動力脱穀機や動力草刈機などの定置式又は携帯式機械
C	中小事業主：常時300人以下の労働者を使用する事業者本人及びその家族従事者（法人の場合は代表者以外の役員）の方。又は、1年間に100日以上にわたり労働者を使用することが見込まれる方で、以下の条件を満たしている方。 ①雇用する労働者について労働保険関係が成立していること。 ②労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること。

3 補償の内容

- (1) 農作業事故によるケガや病気を病院で治療する場合、必要な治療が無料で受けられます。
- (2) ケガや病気の療養のため労働することができない日が4日以上となった場合、4日目以降、1日につき給付基礎日額の60%の休業補償と、20%の特別支給金の計80%が支給されます。
- (3) ケガが治った後に障害が残った場合、障害程度に応じた年金又は一時金が支給されます。
- (4) 農作業事故により死亡した場合、遺族人数に応じた遺族年金又は一時金が支給されます。
- (5) 農作業事故により死亡した方の葬儀を行う場合、給付基礎日額に応じた額が支給されます。

○保険料の仕組みについて

1 給付基礎日額を申請しましょう

自分の所得水準に見合った額（年間の農業収入を365日で割った額）を目安として、3,500円～25,000円のうちから申請します。申請額には、労働局長の承認が必要です。

2 年間保険料は以下の通り計算されます。

給付基礎日額 × 365 × 保険料率*

* A 特定農作業従事者0.9%、B 指定農業機械作業者従事者0.5%、C 中小事業主等1.2%

例) 特定農作業従事者で、給付基礎日額を10,000円で労災加入する場合

$$10,000 \text{円} \times 365 \times 0.009 = 32,850 \text{円}$$

※ 保険料や加入手続など詳細な内容を知りたい場合は、最寄りの農協や労働基準監督署にお問い合わせください。

関連法令等

- 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）
- 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）
- 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）
- 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規準を定める省令（平成2年法務省令第16号）
- 農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局通知）